## 総務文教常任委員会所管

1 市の指導に従って8つの自主防災会を組織したが、資材がコミセンにあるのに地区を 統合する組織がなかったり、住民の所在確認が出来ない組織になっている等の問題点が ある。自主防災組織の作り方のモデルや活動マニュアルを示してほしい。(北部地区) (回答)

市では自主防災会の設立の一助として、自主防災マニュアルを作成して希望の町内会等にお分けしています。組織の作り方、活動のヒント、規約の例などを盛り込んだ内容になっています。

また、各自主防災組織の訓練報告を毎年まとめておりますので、訓練や活動の参考として資料を提供することができます。

なお、地区を統合する組織については、市内には地区の自主防災組織を統括する協議会、連合会等が現在8地区にあり、事務局のほとんどがコミュニティセンター内に設置されていますので、北部地区においても設立についてご検討いただきますようお願いいたします。

2 土砂災害のハザードマップは各コミセン配布されているが、全戸配布にして欲しい。 (田沢地区)

(回答)

現在市内の危険区域を17枚のハザードマップで示すため作成を進めており、これまで9枚の作成を終了し周知を図ったところです。

ハザードマップの作成の際は地域の関係者から事前に意見をいただき、マップに反映しており、配布先についても地元の方の意向を聞いて配布しております。田沢地区のハザードマップの作成も今後予定しておりますので、その折は配布先についても地域の意向を反映してまいります。

3 災害時の避難所が学校、コミセンなど市内に65か所あることを6月1日付けの広報 に掲載しているが、市民に、より周知できる方法をとっていただきたい。 (塩井地区) (回答)

6月1日号の広報よねざわで避難所の場所がわかるマップを掲載したところですが、 そのほか市のホームページで一覧表を見ることができます。

また、平成27年2月発行予定の「くらしの便利帳」にも掲載し全戸配布いたします。 避難所については今後も継続して周知を行っていきますが、周知方法についてはさら に検討してまいります。

4 災害時の避難所に各コミセンが指定されているが、木造や老朽化コミセンは避難所と して適切か。 (広幡地区)(塩井地区)(窪田地区)

(回答)

災害時の避難所については、「災害対策基本法」の一部改正により、災害の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設を指定することが示されました。建築年から相当経過しているものについては、地震の場合は避難所としての安全性が図れないものと考えられますので、一定の基準を設けてそれに該当する施設は避難所としては使用しないことで検討しております。

なお、土砂災害、洪水など他の災害においては避難所として引き続き使用できるもの と考えておりますが、今後の土砂災害法に基づく「土砂災害警戒区域指定」の結果を待 って最終的な見直しを行うこととしております。

5 自主防災の住民意識を深めるために、市内各地区において防災研修を実施してほしい。 (窪田地区)

(回答)

出前講座や鷹山大学の防災講座を開催し、防災に対する基礎知識と自主防災組織の必要性の周知を図っておりますが、上郷地区ではコミュニティセンターが主体となって企画、準備を行い、昨年と今年の2年続けて県の防災アドバイザーの派遣を受け、大規模な防災訓練、研修を行ったところです。

このように今後も地区単位での研修を図ってまいります。

6 自主防災組織対象の防災講習をもっと充実させてほしい。 (窪田地区) (回答)

自主防災組織の育成事業としては出前講座や鷹山大学の防災講座を開催し、防災に対する基礎知識と自主防災組織の必要性の周知を図っております。

また、日本赤十字社、米沢消防署、消防団の協力が可能な訓練事例の紹介や県や他の団体による研修会、講習会の案内を行っております。

さらに県の消防大学校で行っている自主防災組織のリーダー研修会に市の費用負担で 希望者を派遣しているところですので、ご活用いただきたいと思います。

7 避難所・避難場所を明確化する、看板の設置について検討して欲しい。 (東部地区) (回答)

現在市内の避難所65か所すべてに避難場所を示す看板を設置しております。 しかし、「災害対策基本法」の一部改正により緊急の避難場所と避難所を区別して指定 することになったことから、看板の内容、設置については今後検討してまいります。

8 中央部で災害があった場合、市民文化会館や新文化複合施設などがあるが、避難場所 としての広場がないのは非常に不安であるがどうか。 (北部地区) (回答)

市内中部地区における指定避難場所としては、興譲小グラウンド、米沢東高校グラウンドがあり、それぞれ5,190名、4,280名が避難できる面積があります。

また、指定避難場所ではありませんが、西條天満公園が避難場所として有効であり、 面積から約2,250名が避難可能です。

9 防災計画にある市の避難所の受け入れ人数が何万人というものがあるので、正確な人数が分かるように、もう一度見直しをしてほしい。 (北部地区) (回答)

本市の避難所65か所の収容人数は15,704人となっており、これは長井盆地西縁断層帯を震源とした最大規模の地震が発生した場合に想定される避難者数10,261人を収容できるよう確保されているものです。

しかし、現在「災害対策基本法」の一部改正による避難場所、避難所の見直しの作業中であり、収容人数についても見直しいたします。

10 山大工学部の蓄電デバイスの開発研究施設が、飯豊町に誘致されることになったが、

本市と山形大学工学部との連携は大丈夫か。

(松川地区)(南部地区)

(回答)

山形大学とは、常に機会をとらえて情報交換を行っているほか、まちづくりや大学の研究支援など、多方面にわたって相互に協力体制を構築しています。特に有機エレクトロニクス分野については、産業化を目指して連携を図っています。また、米沢オフィス・アルカディアの一部を山形大学の研究成果を中心とした研究開発拠点とするため、両者で検討委員会を組織し検討を行っているところです。山形大学では、今後も、本市を中心として様々な可能性を模索しながら蓄電デバイスも含め有機エレクトロニクス技術の事業化に向けた開発研究を進めていくこととしていますので、本市としても、今後も本市の産業振興に資するように連携を密に取り組んでいきます。

11 山上の市天然記念物「大桑」の管理を今まで40年間、地区自治会で行ってきたが、 高齢化が進み限界であることから、市で管理することはできないか。 (山上地区) (回答)

「山上地区市長を囲む座談会(11月29日開催)」において、「山上の大クワ」までの通路の確保について、地元の皆様での対応が困難になっているとの御意見をいただきましたが、天然記念物の保護の観点からも通路の確保は必要なことと考えております。このため、来年度からの通路の草刈りについては、通路の途中に墓地もあることから、今後、地元の皆様の御協力も仰ぎながら対応策を検討していきたいと考えています。また、これまで行っている電牧ネット内の樹木と敷地の管理についても、これまでと同様に教育委員会で対応していきます。

天然記念物の保護には、継続的な取り組みが必要であることはもちろんですが、地域の人々の関心と協力も不可欠です。今後とも県の助言・指導を受けながら必要な措置を講じ、貴重な天然記念物の保護に向けて取り組んでいきますので、引き続き地元の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

12 新文化複合施設の駐車場を先行して完成次第使用できないか。 (南部地区) (回答)

立体駐車場の出入口は、駐車場の東側に1か所、西側に2か所設けることとしており、そのうち西側の出入口は「市道まちの広場線」に面しています。立体駐車場が完成しても、この市道の整備が完了する平成28年3月までは西側出入口は利用できないことから、災害発生時における避難経路が不十分となり、駐車場利用者の安全をしっかり確保することができません。また、工事敷地を仮囲いしている安全フェンスは、新文化複合施設と立体駐車場の工事が終了するまでは、安全上、設置したままとなります。さらに、立体駐車場の防犯カメラや通信回線等は、新文化複合施設の事務室で一体的に管理することになっております。

これらの理由から、立体駐車場の供用開始は、新文化複合施設の開館に合わせた平成28年4月を予定しています。

13 少子化問題は、将来の米沢を見据えた上で大きな課題である。仲人制の推進など提案するが、現在米沢市で行っている婚活の内容を教えて欲しい。

(万世地区)(南部地区)(南原地区)

(回答)

平成23年5月に、仲人制に類似した、出逢いの機会づくり応援委員会を立ち上げました。会では、地区の代表に選出された17名の委員と共に、お見合いの機会を提供したり、イベントを開催したりしながら、生涯の伴侶と出逢うきっかけづくりをしており

ます。お気軽にご利用いただくため現在は、会のホームページから、婚活登録やイベントへの参加申込等ができるようにしております。

会を発足した平成23年から現在まで、イベントは合計で11回開催し、男性678名、女性494名にご参加いただきました。イベントでのカップル数が103組、お見合い回数は54回でそのうちカップルは15組となっております。

平成26年度の婚活登録者は12月1日現在で男性75名、女性27名です。その他、 直近のイベントとして12月14日に米沢まちコンを実施し15組カップルが誕生しま した。イベント後もそこで出逢った方の友達同士で合コンを独自で行うなど新たな交流 が生まれています。

会発足からの成婚数は、平成25年度2組、平成26年12月1日現在2組の計4組で、成婚のきっかけは、イベント参加で3組、お見合いで1組となっております。うち、1組は今年お子様が誕生し、委員会の積極的な取組みが実を結んでおります。今後も少子化・人口減少対策として婚姻率向上を目指して出逢いの場を提供してまいります。

また、農業の分野では、農業委員が農業後継者の仲人となり、その仲人により婚姻に至ったときは当該委員に褒賞金をお渡ししています。このほか、「農業後継者結婚対策事業専門委員会」を組織し、未婚農業後継者に対して、自分磨きの講演会の実施や、独身者との出会いの場を提供しているところです。

# 14 新中学校は、何十年も使われるものであることから、用途等に変更があった場合、即対応できる「柔軟な設計」をして欲しい。 (南原地区) (回答)

(仮称) 南地区中学校については、平成32年4月の開校を目標に事業を進めてきましたが、このたび国策として、学制の変更という教育制度の大きな改革が進められようとしています。

つきましては、来年度の国による法整備を見極めるため、推進事業については一旦立ち止まり、今後の進むべき方向を決定していきます。

なお、学制の変更とは、6-3制(小学校 6年間、中学校 3年間)の学制を見直し、小中一貫教育学校(9年間)を制度化するもので、4-5制や4-3-2制、校舎についても小中学校校舎一体型や分散型など、様々な形態について検討が進められています。

(仮称) 南地区中学校については、以上のような状況にありますが、校舎建設の際に は柔軟に対応できるような設計を検討していきます。

## 15 市内循環バスを南原まで持ってきて欲しい。

(南原地区)

(回答)

一口に南原地区と言っても区域が広いことから、単に「市街地循環バス南回り路線」を延長するだけでは、現在の一周に要する時間(44分~47分)を大きく上回ることになり、利便性が低下してしまいます。今後は、住民の方々のニーズをお聞きしながら、既存の山交路線「米沢(南原)白布温泉線」の変更や新たな仕組みも含めて検討していく必要があると考えております。

#### 民生常任委員会所管

16 民生委員に対し要支援者名簿は開示すべきと考えるがどうか。 (東部地区) (回答)

高齢者や障がい者等の災害時に支援が必要となる災害時要援護者については、市への 登録をもって民生委員や自主防災組織等に情報提供を行い、地域の中での支援が行われ るよう働きかける取組みを行っております。

民生委員に対する情報提供については、平成26年11月28日に登録されている災害時要援護者について、情報提供を行ったところです。

17 寿山荘を高齢者の健康づくりに活用して欲しいが、市の活用方針には疑問を感じる。 もっと予算をかけて改善すべきと思うがどうか。 (西部地区) (回答)

寿山荘は、老人福祉法第20条の7に基づく「老人福祉センター」で、高齢者に関する各種相談、健康の増進、教養の向上、レクリエーションを行う機能をもった施設です。

「高齢者の健康づくりへの活用」については、現在、市主催で開催している「いきいきデイサービス」の会場のひとつとして、高齢者のための日常生活動作訓練やゲーム等のレクリエーションを実施しています。

平成25年度には、「寿山荘利活用検討委員会」を開催し、老朽化が進んでいる施設を今後どうするか、老人福祉センターとしての事業の充実を図るにはどうしたらよいか、について検討を重ねたところです。その結果、施設については安全面に配慮しながら継続して利用していくこと、事業については、今後ますます進むと予想される高齢社会に対し、いつまでも元気に過ごすために、各地域や各種団体の人達が繋がりを持てる事業を実施し、多くの高齢者が利用できるような施設にしていくとの意見をいただきました。しかしながら、修繕に多額の費用を要している事や利便性を考慮した場合に、老人福祉センターの役割を将来的に維持していくのは難しい状況にあります。

今後については、老人福祉法の趣旨に沿うような機能について、様々な方法を検討し 健康づくり事業を推進していきますので御理解をお願いします。

18 歳末たすけあい募金における母子・父子家庭に対する歳末一時金の支給について、該当する世帯を民生委員が社会福祉協議会に報告しているが、適切に把握することが困難である。市において、該当する世帯の情報を提供してもらえないか。 (万世地区)(回答)

市では、ひとり親を支援する制度である児童扶養手当やひとり親家庭等医療の受給者の情報をそれぞれの制度に基づき把握しています。しかし、これらは個人に関する情報であり、歳末一時金の支給のためとのことではありますが、個人情報保護の観点から開示することは難しいものと考えています。また、それぞれの制度において、ひとり親家庭のすべてが該当するものではないので、すべてのひとり親家庭の情報は把握できない状況であることも御理解いただきますようお願いいたします

19 市職員に手話ができる体制はあるのか。観光面での手話対応はどうか。 (塩井地区) (回答)

職員個人として手話の勉強をしている者はいますが、手話通訳の体制は特にとっておりません。

市としては、手話通訳者設置事業として、米沢市社会福祉協議会に委託し2人の手話

通訳者(米沢市社会福祉協議会の職員)を設置しています。1人は米沢市役所社会福祉 課に、1人は米沢市社会福祉協議会に籍を置き、月曜日から金曜日の8時30分から1 7時15分まで対応しています。

また、本市の主要な観光施設等で手話による案内ができる方がいるのかについて、現 状把握はしておりません。松が岬公園を中心に案内をしている「おしょうしなガイドの 会」では、手話によるガイドができる方はいませんでした。実際にこれまで要請もなか ったとのことです。

しかしながら、手話による観光案内アプリの無料提供や手話ガイド養成講座を開催している先進事例がありますので、本市の社会福祉協議会と連携を図りながら、聴覚障がい者の方が本市を訪れた際に快適に観光ができるよう対策を検討してまいります。

20 松ヶ根橋河川敷公園は地元の管理であるが、芋煮会シーズンのゴミがひどく、町内では手におえない。「ゴミ持ち帰り」などペーパーチラシの回覧を要望する。

(塩井地区)

(回答)

松ヶ根橋河川敷公園(都市公園の名称:鬼面川河川緑地)は、芋煮会やバーベキューなどで利用されることが多く、これに伴うごみが持ち帰られず残される場合があります。 その状態があまりにもひどいとの情報が寄せられたため、平成26年9月下旬、散乱しているごみを地元住民の方とともに片付けたところです。

なお、都市公園等において芋煮会を行う際は、ごみを必ず持ち帰って各自で処分するよう、市ホームページで周知しておりますが、機会をとらえて市広報等でも周知することを検討していきます。

21 三沢地区は、子供達を育てる環境が整っている。また、不登校生徒を受け入れている「with 優」などもあるが、その施設に行政支援がないようであるがどうか。

(三沢地区)

(回答)

本市の小中学生も利用していることもあり、With優とはこれまでも関わりを持たせていただいています。

現在、本市における不登校児童生徒をはじめとする学校不適応等への対応は、主にスクールガイダンスプロジェクト事業で行っていますが、学齢期の子どもを対象としており、学齢期前の子どもの発達障がいや不適応への支援、学齢期を過ぎた方々の引きこもり等への対応は課題の一つとなっています。

このようなことから、With優をはじめとする民間の施設等とは連携を図っていくことの必要性を感じており、国の動向なども確認しながら、行政支援等のあり方について関係各課とともに検討していきます。

22 子育てをしている母親は、様々な悩みを抱えている。しかし、相談できる場所が、米沢市内には少ないので、様々な相談ができる窓口をつくっていただきたい。

(三沢地区)

(回答)

こども課相談担当で相談をお受けしています。来庁による相談のほか、電話でもお受けしております。相談専用の電話番号22-5113にお掛けいただくと直通で相談担当につながります。また、市内に6か所ある子育て支援センターでも相談事業を実施しております。これらの周知については、母子手帳の交付や転入の際に配布している子育てハンドブックやホームページ等でお知らせしています。

## 産業建設常任委員会所管

23 外国人観光客の受け入れについて検討をすべきと思うがどうか。 (松川地区) (回答)

インバウンド (海外からの観光誘客) 施策については、市だけではなく、商工会議所 や観光物産協会等の関係機関が連携、協力して取り組むべきことと考えています。現在、市としては「米沢コンベンション協議会」に事業を委託し、研修会による意識向上や Wi-Fi環境の設置支援、本市観光振興計画策定に向けた意見をまとめるワーキンググループでの検討などの事業を進めています。また、以前、米沢国際交流協会で作成した 外国語マップの情報を再校正した「観光・生活情報マップ」を作成中です。

2020年東京オリンピックの開催に向けて外国人観光客が増加していくものと思われますので、受入れ態勢の整備や誘客促進を図っていきます。

24 田舎暮らしブームであることから、空き家バンクを実施すべきではないか。

(東部地区)

(回答)

移住・定住促進のための、空き家の有効活用はこれから非常に重要であると認識しております。

全国的には移住希望者の受入れ住宅としての活用はもちろん、農家民泊や古民家イベント等の田舎暮らし体験施設としての活用、移住希望者の就労・起業のための農家レストラン等の商業施設としての活用、住民との交流活動の場としての活用など、移住者が安心して暮らすための様々な活用がなされている事例もあるようです。今後は関係各課と連携し、移住希望者に対し本市の特色を活かした様々な空き家の活用方法を紹介できるよう、空き家バンクの必要性も含め検討していきたいと考えております。

25 除雪価格の設定が距離精算だが、降雪量の違いを考えれば時間精算にすべきではないか。 (上郷地区)

(回答)

除排雪業務委託においての除雪単価は、早朝除雪及び日中の「ざけとり」については 距離方式を、歩道除雪や排雪、交差点処理については時間方式を共通で採用しています。

これまでも、早朝除雪については時間単価方式の採用を検討してきた経緯がありましたが、除雪路線は山間部と市街地、広い道路と狭い道路、交差点が多い路線や屈曲部が多い路線など、さまざまな作業環境、作業条件を有しております。そのため、距離方式から時間方式に変更した場合の課題として、主に①特に狭隘道路が多い市街地の除雪の改善にどれ位つながるのか、②早朝3時から7時までの限られた時間内に除雪作業が完了できるのか、できない場合は除雪機械の状況やオペレーターの増員が可能か、③私道除雪の負担割合関係はどうなのか、④さらに除雪経費に増大が生じれば財政負担は可能なのか、などがあります。そのようなことから、現在のところ、時間方式の採用については、大きな課題として除排雪業務委託の全体的な見直し時に検討を深めていきたいと考えています。

26 米沢はガソリンが高く住みにくい。ガソリン価格が高い原因を調べ、対策をとるべきと思うがどうか。 (田沢地区)

(回答)

山形県石油協同組合から概略を伺ったところによると、ガソリンの価格は原油価格、

精製コスト、流通コスト及び税金の4つの要素により構成されており、地域により価格に差があるのは流通コストによるものが大きいとのことです。米沢市内のガソリン販売店へは宮城県の塩釜コンビナートで精製し、輸送されてくるとのことから、距離が嵩み、他地域より高くなる傾向があるとのことでした。なお、東北六県を比較しても宮城県が一番安く、山形県が他県より高い傾向にあります。

市民生活や企業活動などにも大きな影響があることは十分理解をしておりますが、各事業所がそれぞれの経営判断によって適正に決定しているものですので、本市としては今のところこうした価格差に対する対策をとる考えはもっておりません。

27 猿の駆除に対して、今冬1人当たり月額600円支給という話を聞いたが、金額間違っていないか。市が本気で猿害対策するのかどうかの問題であり、地域に振られても困る。 (田沢地区)

(回答)

本市での有害鳥獣の駆除については、米沢市有害鳥獣対策連絡協議会が米沢猟友会に 業務を委託し、委託料をお支払いしていますが、猟友会の会員個人に対する謝礼等の支 払は行っておりません。(イノシシを除く。)

「1人当たり月額600円」については、鳥獣被害防止特別措置法に基づき設置している米沢市鳥獣被害対策実施隊(以下、「実施隊」という。)の年間報酬額の半年分に相当する額と思われます。

実施隊は、農作物の被害対策を行う専門職として、平成26年9月までは米沢猟友会の役員7名、民間3名の計10名を委嘱していましたが、対策の強化を図るため10月より、新たに米沢猟友会の会員88名にも加わっていただき計98名に増員したところです。

実施隊の報酬額については、近隣自治体とのバランスなども考慮しながら、年額 1,200円と定めており、実働に対する報酬等については、米沢猟友会に一括して委 託しています。

有害鳥獣対策については、各地域の被害対策協議会と関係機関による米沢市有害鳥獣対策連絡協議会を組織し、これまでの対策を検証しながら、全国の先進事例や専門家の意見を参考に、鳥獣害に強い地域ぐるみの対策の推進により、根本的な解決を図るための様々な取組みを検討・実施しているところですので、御理解と御協力をお願いします。

28 平和通り商店街のアーケードの天井ボードが、老朽化し落下しそうである。

(南部地区)

(回答)

平和通りのアーケードは、平和通り商店街振興組合が昭和52年12月17日に設置をしております。その後37年が経過し、老朽化とともに損耗が見受けられる状況です。

設置者である平和通り商店街振興組合では、随時安全点検を実施しており、落下の恐れがある天井ボードについては事前に撤去するなどの対応を行い、安全確保に十分注意しているとのことでした。

なお、アーケード管理経費に余裕がない状況にあり、撤去した個所については、そのままにしているとのことであり、見栄えは良くありませんが事情を御理解いただきたいとのことでした。

市としても、商店街からの御相談にのりながら、安全確保を最優先に指導していくことにしています。

29 市道の認定・改良等インフラ整備の優先順位は、現地視察をして判断すべきである。

#### 地元の意見を聞かず実行している。

(万世地区)

(回答)

市道の認定については、市民からの要望のあるもの、開発行為によるもの、国・県からの移管によるもの等がありますが、いずれも、土木課において現地確認し、議員の方々にも視察いただき議決を経た上で、認定を行っているところです。

また、市が実施している道路改良等事業には、国・県道整備の関連等で実施する政策的なものと、各地区からの要望を受けて実施するものがあります。

政策的な事業は、国や県の進捗状況に合わせることとなるため、どうしても優先的に 実施する必要がありますが、国及び県と連携を図りながら、地元関係者の皆様の理解を 得ながら進めてきているものと認識しております。

また、市内各地区から数多くの御要望を受けており、なかなか整備が追いつかない状況であることから、要望を受けて実施する事業については、現地調査の上緊急性や周辺の環境等を検討し、優先順位をつけながら計画的に行っているところです。

## 30 東北中央自動車道建設の影響で雨水の流れが悪くなった。万世小のグランドは冠水し避難所には適さない。地元に相談してほしい。(大門川とビッキ石のアンダーパスが増水する。) (万世地区)

(回答)

万世小学校の南側及び上流部にはU字溝水路が整備されていますが、最近の大雨や集中豪雨などにより排水能力以上の降水量があったことから、一気に流れ出し溢れてグランドに冠水している状況です。さらに市道万世上郷線より東側の上流部は、農業用水路であり万世維持管理組合の管理となっておりますので、冠水対策等に当たっては、維持管理組合と協議しながらその対策を検討してまいります。

国道13号と市道桑山住宅1号線の立体交差部のアンダーパスの増水については、国土交通省が主体となって冠水対策を講じており、平成27年度には完了する予定ですので御理解をお願いします。

大門川下流部の整備については土木課の水路整備事業として平成24年度に完了して おり、上流部については農林課の高速道路関連土地改良事業として年次計画によって排 水に支障のない断面計画に基づいて整備を進めているところです。

31 猿、イノシシ被害が深刻であり対策を講じる必要があると考えるがどうか。モンキードッグを増やせないか。 (万世地区)

(回答)

米沢市の有害鳥獣対策は米沢市有害鳥獣対策連絡協議会を中心に関係機関と連携をとり、その結果、一定の成果を上げているところです。

今後も一つに特化することなく様々な対策を効果的に組み合わせて行くことが有効と考えており、電気柵の設置やモンキードッグ・花火による追払いなどによる防除、放任果樹などの誘因物の除去や刈り払い等による環境整備、個体数調整による捕獲をバランスよく実施する必要があります。

特に近年増加傾向にあるイノシシについては、上記活動の他に地区のリーダーとなる 方々を対象にした研修会を行い、捕獲檻を設置するなどの対策を実施しています。さら に今後は米沢猟友会の協力を得ながら捕獲活動の積極的な推進を行うことを検討してい ます。

また、モンキードッグを増やすためには、犬と一緒に行動し、犬を操るハンドラーの育成が課題となっており、簡単に頭数を増やすことはできませんので、まずは、モンキードッグの有効な活用策について検討していきたいと考えています。なお、ハンドラー

の育成についても継続して検討していきます。

32 国道13号を横断する児童生徒は多いが、横断歩道に白線が引かれていない個所がある。春先に点検し改善すべきである。 (万世地区)

(回答)

横断歩道は、横断歩行者数や交通量等を総合的に判断して、歩行者の安全を確保する 必要のある場所に公安委員会が設置・更新しています。具体的な場所を教えていただけ れば、管轄する米沢警察署に要望内容を進達いたします。

なお、全国的に通学児童の登下校中の交通事故が相次いだことを踏まえ、各小学校から抽出された通学路の危険箇所について、教育委員会・小学校・警察署・国及び県、市道管理者等が連携して対策を検討する「通学路の合同点検」を実施し、安全な通学路の確保を進めております。来年度も継続的に実施していきますので、学区内の危険箇所として提案を検討していただきたいと思います。

33 万世は東の玄関口であり、景観的にも国道13号沿いの空き家対策を要望する。 (万世地区)

(回答)

米沢市家屋等の安全管理に関する条例は、危険な家屋に対応するための条例になりますが、御指摘のとおり空き家は安全面の問題だけでなく、環境や景観、防犯等、多岐にわたる問題を抱えております。このことから、景観問題などの条例対象から外れるものについては、建築住宅課が窓口となり空き家対策検討会該当課に依頼し、所有者等に対し適正管理についてのお願いをしていきます。

34 町内にゴミ屋敷的な家がある。現在は、積雪で倒壊し空き家になっている。そのような空き家を代執行できるようなものはないか。 (北部地区) (回答)

ゴミ屋敷と言われる空き家等に対する行政代執行は、全国でもごくわずかしか実施されておりません。これは、空き家が廃棄物と認定され、その状況が生活環境の保全上、著しく支障がある場合に認められるものだからであり、所有者が空き家(ゴミ)は自分の財産であり、廃棄物ではないと主張している場合は、基本的に対応できないためです。このことから、ゴミ屋敷となった空き家に関しては、今までも建築住宅課が窓口となり、担当課である環境生活課が所有者等に対して適正管理の指導を行っております。今後とも所有者等に対し、継続的に指導を行ってまいります。

35 新道の駅に要望。·栗子隧道に関する碑、インフォメーションと草木塔を発信するエリアを設置してほしい。 (万世地区)

(回答)

本市では東北中央自動車道(福島JCT~米沢北間IC)の整備にあわせて、(仮称) 米沢中央IC付近に新たな道の駅の整備を進めています。

「新道の駅基本構想」では、新道の駅の基本コンセプトを「オール米沢(置賜)を体感・創造・発信する道の駅」として、米沢はもとより置賜の新たな魅力を創造し、その魅力を発信していく場として、来訪者の市内誘導や新たな産業振興につなげ、地域の活性化による地域振興を推進することとしています。

道の駅は、全国に1000か所以上ありますが、地域の特色を強く打ち出しているところが人気を集めており、本市の道の駅についても、地域の特色のある施設とする必要

があるものと考えています。

現在、基本コンセプトを基に基本計画を策定中であり、求められる機能と施設の概要 について、具体的な検討を行っているところです。

御要望の栗子隧道に関する碑や、インフォメーションと草木塔を発信するエリアの設置に関しても、検討項目の一つとしていきたいと思います。

いずれにしても、新道の駅は地域の文化の発信や、地域産業の振興に寄与する施設として、新たな発想を取り入れながら機能を検討していきたいと考えております。

#### 36 遊園地の担当課を標識で明示してほしい。

(塩井地区)

(回答)

児童遊園や都市公園については、施設の名称がわかるような表示はしていますが、管理をどこでしているかの表示はしていない状況です。組織改変による担当課の名称変更の可能性もあることから、作り込んだ標識の設置ではなく、施設に関する問い合わせ先を明確にするような方策を検討してまいります。

37 市営住宅塩井町団地の空き地(4号棟建設用地)をどう利用するのか。 (塩井地区) (回答)

市営住宅塩井団地4号棟を建設する予定であった空き地については、市有地の有効利用に関して検討しているところです。

38 乾杯条例は、まだまだ周知されていない。もっと拡散していかなければならないのではないか。 (三沢地区)

(回答)

「おしょうしな乾杯条例(正式名称:米沢市地酒による乾杯を推進する条例)」については、平成26年10月1日に施行しましたが、条例が施行されて間もないこともあり、まだ条例の認知度が低いと感じております。本市としても、多くの市民にこの乾杯条例の趣旨を御理解いただくことが大切であると考えています。そのため、広報よねざわや市のホームページでの周知のほか、各課の会議での実施と関係団体等への周知を図っており、今後も機会を捉えて周知を図っていきたいと考えています。

条例の制定をきっかけとして、市民一人一人が地元のすばらしい郷土料理や地酒に親しみ、その良さを多くの皆さんに伝えることで、地域が活性化されることが期待されますので、市民の皆様の御協力をお願いいたします。

39 地区において「柿もぎ隊」を結成し猿害を予防しているので、行政も支援してもらいたい。 (三沢地区)

(回答)

平成25年度より活動を開始した三沢地区による「柿もぎ取り隊」では、放任された 柿の実をなくし、また柿の木を伐採することによりサルを集落に近づけないようにする 取組みを実施していただいています。

米沢市では取組みに対し、鳥獣害防除対策推進事業費補助金を活用した費用に係る一部補助の準備を行っており、三沢・田沢地区猿害対策協議会に対し交付する予定となっています。

また、活動時には農林課、鳥獣被害対策実施隊、地域おこし協力隊などとも連携をしながら推進を行っているところです。

40 なでらの里は、県で「新奥の細道紀行」に認定している。2年前に仙台から観光客が来たが、まったく草刈等の整備がされていないとのことであった。県から市に権限が委譲された経緯も踏まえ、年に最低2回ほど整備をしてほしい。 (愛宕地区) (回答)

斜平山保全活用連絡協議会と本市との協働事業として、平成25年度から登山道の刈払い(草刈り)整備を年1~2回行っています。刈払い整備をするコースについては、整備が必要なコース等を事前に協議して決定し、斜平山保全活用連絡協議会に整備事業を委託しています。

今後も登山道の環境整備及びトレッキングゾーンの活用促進について、官民協働により取り組んでいきます。

41 ベビーカーを押しやすくするために、歩道と車道の段差をなくしたという自治体の事例を見たことがある。子育て環境の改善として実施できないか。(北部地区) (回答)

「歩道の一般的構造に関する基準」において、横断歩道等に接続する歩道と車道の段差は、視覚障害者の安全な通行を考慮して2cmが標準となっておりますが、現状を見ると、車いす使用者やベビーカー等が円滑に通行できる構造になっていない箇所が多々見られます(参考:車両乗入れ部における歩車道境界の段差は5cmが標準となっています。)。このようなことから、現在、市では交通安全対策特別交付金を活用し、歩道改修工事を実施していますが、バリアフリータイプ縁石(段差はあるが、車いす使用者やベビーカー等が円滑に通行できるように縁石の角が面取りされているもの)の採用や、宅地側を考慮しつつ舗装勾配ができるだけ緩くなるように、道路面や民地への擦り付けを工夫しながら施工しているところです。

また、部分的に段差が生じている箇所を発見した場合には、道路維持修繕工事の中で、できるだけ段差が生じないよう、勾配が緩くなるように配慮しながら部分的な修繕を行っています。これからも歩行者数の多い路線を中心に道路パトロール等を行い、一層段差の解消に努めるとともに、今後も計画的に歩道改修工事を実施していきたいと考えています。